

編集:日本弁護士連合会  
国際室

No.35

(主な内容)

- ・国際分野で活躍するためのキャリアセミナー実施報告
- ・LAWASIA理事会に参加して
- ・IBA・ウィーン年次大会報告
- ・国際戦略会議について

## 国際分野で活躍するためのキャリアセミナー実施報告

去る9月11日(金)から12日(土)までの2日間、弁護士会館クレオにて、日弁連主催、法務省・外務省共催、法科大学院協会・国際法学会後援で、「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」が開催されました。このセミナーは、弁護士が国際的な分野で活躍するためのキャリアプランを提示することを目的として2010年から年に一度開催され、毎年好評を博している企画です。もともと会員向けに企画されたものでしたが、徐々に参加者は若年化しており、弁護士だけでなく、法科大学院生(修了生含む)や司法修習生、大学生の参加も見られます。遠方からスーツケースを携えて参加されている方もおられました。

2日間にわたるセミナーでは、合計11ものセッションが用意され、国際人権法、法整備支援、国際法曹機関との連携といった分野で活躍する弁護

士、外務省や国連で働いている方々、多国籍企業の企業内弁護士をされている方など、多彩で華やかなキャリアを持つ講師陣が次から次へと登壇し、飽きさせる間もなくその経験に基づく貴重なお話を披露してくださいました。参加者の皆さんも熱心で、質疑応答の時間は毎回多くの手が挙がり、セッション後の休憩時間にも講師の方に話しかけて積極的にネットワーキングされている姿も多く見られました。

さて、国際室では参加者の皆様のアンケートを分析し、来年度のセミナーをより良いものにすべく、早くも喧々諤々の(?)議論を開始しています。

今年度、参加を逃した方には、ぜひ、来年度のご参加をお待ちしております。

(国際室嘱託 北村 聰子)

## LAWASIA理事会に 参加して

2015年11月6日から9日にかけて、LAWASIA(ローエイシア)の年次大会がオーストラリアのシドニーで開催されました。ローエイシアとは、アジア・太平洋地域の法曹団体及び法律家の団体で、相互交流を通じ同地域の発展と国際交流を深めることを目的としています。そして、年次大会の開会式前に各加盟団体代表からなる理事会が開催され、そこでローエイシアの運営に関し様々な議題が報告・審議されます。

今回の理事会では日弁連や弁護士会に関連する議題がいくつも審議されました。まず、第二東京弁護士会のローエイシア加盟が審議され、無事加盟承認されました。次に、2017年年次大会の東京開催が審議され、満場一致で2017年の東京開催が決定されました。

その後、「安全への脅威に対する立法的対応に関する決議案」、「弁護士秘匿特権決議案」という2つの決議案が議論されました。前者ではテロ抑止措置の必要性と人権保障のバランスをとるためどんな表現文言を使うべきか、後者については、相談内容の秘密を依頼者の権利として保障するコモンローと、弁護士の職務上の秘密として保障する大陸法の相違を踏まえつつ共通の価値をいかに決議案に盛り込むかが議論となりました。特に後者について、日弁連はコモンロー国であるオーストラリア弁護士会と共同して決議修正案を作成し事前にローエイシア事務局に送付するなどしていましたが、理事会では様々な意見が出され、結果的には両決議案とも持ち回り決議に付されることになりました。

最後に、ローエイシアの執行機関である執行委員会の委員選挙があり、日弁連からは高谷知佐子会員(第二東京弁護士会)が執行委員に選出されました。

(国際室嘱託 島村 洋介)



シドニー湾から眺めたオペラハウス

## IBA・ウィーン 年次大会報告

2015年10月4日～9日、世界最大の国際法曹団体である国際法曹協会(IBA)の年次総会がオーストリアのウィーンで開催されました。年次総会の期間中は様々な分野のセッションが実施され、多くのレセプションが開かれた他、最高意思決定機関である理事会が開催されました。

理事会では、議案の一つとして、「弁護士会のためのビジネスと人権ガイダンス」が採択されました。同ガイダンスは、2011年に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する国連指導原則」(以下「指導原則」)を基に、各国の弁護士会に対し、ビジネスにおける人権の尊重の実現について積極的に取り組むよう求めています。なお、関連文書である「ビジネス弁護士向けの実務ガイド」は、本年のバルセロナ中間大会で開催される理事会での採択が計画されています。

指導原則は、人権の保護・尊重・救済の枠組みを実施するために国家と企業を対象として作成されました。企業活動に関する重要な国際的指針として高く評価されており、OECDの多国籍企業行動指針(2011年改訂)やEUの新CSR戦略、ISO26000、日本経済団体連合会の「企業行動憲章」等にも反映されています。近年、IBAは、指導原則を踏まえ、弁護士が企業に対し、人権を尊重したビジネスを行うように助言することをサポートする取組を行ってきました。年次大会中も、コフィー・アナン前国連事務総長と、指導原則の起草者であるジョン・ラギー教授をスピーカーに迎えた「ビジネスと人権」に関する特別セッションが開催され、弁護士が積極的な役割を果たすこと等が議論されました。

以上の国際的な動きに鑑み、日本国内の人権擁護活動で実績のある日弁連は、今後より積極的に「ビジネスと人権」に関するIBAの取組を進めることができます。

(国際室嘱託 藏元 左近)



IBA理事会の様子。  
手前は内田晴康IBA日弁連推薦理事。

## 国際戦略会議について

経済活動のグローバル化の進展とともに、法や法制度も国際化の一途を辿っています。その渦の中で、日弁連の一層の国際化を実現するために、2015年4月、日弁連の新たな組織として、国際戦略会議が発足しました。

そこでは、会長を中心とした日弁連執行部が、弁護士・弁護士会の国際活動に対して、より積極的に関与し、国際人権分野をはじめとする多岐にわたる諸課題について継続的に取り組んでいる各種関連委員会と連携を取りながら、グローバル化された社会において、基本的人権の擁護

及び社会正義の実現という日本の弁護士の使命に基づき、日本の弁護士の公益的な活動及び活動領域の拡充の達成を目指して、様々な活動に取り組んでいきます。

現在、日弁連の国際活動における理念を明確化し、それに基づく基本目標及びそれを実現するための具体的な施策を展開するための方針「ミッションステートメント」の策定作業が進行中です。

(国際室嘱託 八木 哲彦)